

2024年度大学院大学至善館 自己点検・評価報告書

0. はじめに

本報告書の位置付け

- 本報告書では、大学院大学至善館（以下、本学という）の定める質保証規程に基づき、本学の活動について自己点検・評価を行う。
- 本報告書の内容は、2024年9月1日時点の状況に基づく。また、それに先立つ2023年度（2023年8月21日～2024年8月20日）に行った改善について記載する。

評価の観点と方法

- 大学基準評価が定める第三者評価（機関別、専門職大学院）の評価基準に基づき自己点検・評価を行う。

1. 機関別評価に準じた点検・評価

(1) 理念・目的

評価項目

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的として、「建学の精神・ミッション・パーパス」、及び「本学の目的」を設定している。前者は、理事会決議のうえ独立した文書として定め、後者は「大学院大学至善館 学則（以下「学則」という）」第5条に定めている。

また、イノベーション経営学術院の目的として、「教育研究上の目的と基本方針」を設定し、「大学院大学至善館 イノベーション経営学術院則（以下「学術院則」という）」の第2条に明示している。

これらの文書は全て、本学の公式ウェブサイト情報公開ページに掲載し、学生、教職員、及び社会に対して広く公表している。

大学の理念・目的、及び学術院の目的を実現していくための計画として、2020年4月から2025年3月までを対象とする「学校法人至善館第1期中期計画」を策定し、それに基づく事業活動を行っている。また、2025年4月以降を対象とする「学校法人至善館第2期中期計画」の策定に向けた議論を進めている。

<2023年度の活動>

- 2023年5月の理事会にて「建学の精神・ミッション・パーパス」を制定したことを受け、2024年度入学の第6期生向けに対して開講直後に行うガイダンスのコンテンツに同内容を反映した。
- 「学校法人至善館第2期中期計画」の策定に向け、検討部会を設置。2023年度中に4回の会合を行い、検討の進め方及び、内容についての議論を行った。

(2) 内部質保証

評価基準

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証のための全学的な方針及び手続として、「大学院大学至善館 質保証規程」を定め、教職員に明示している。

その推進に責任を負う全学的組織として、「大学院大学至善館 質保証規程」に基づき、質保証委員会を組織している。同委員会には、学長、副学長、学術院長、事務局担当常務理事、事務局長等を配置している。

「大学院大学至善館 質保証規程」にもとづき、年に一度、自己点検・評価活動を行なっている。自己点検・評価活動で明らかになった課題点は、質保証委員会から各領域のワーキンググループに対して改善要請を行い、質保証委員会がその改善の取り組みの進捗を確認している。

社会に対する説明責任として、本学の公式ウェブサイトにて、大学の教育研究活動、自己点検・評価活動の結果、並びに財務その他の諸活動の状況等について情報公開を行なっている。これにより、法令上の定めを満たしている。

内部質保証システムの適切性については、毎年の自己点検評価活動で点検及び評価を行っているほか、「大学院大学至善館 質保証規程」の定めに基づき、質保証体制外部委員会にて検証を受けている。これらの結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 大学設立以来初めてとなる、2024年度の機関別認証評価受審に向けて2023年度を通じて準備を行い、2024年3月末に自己評価・点検報告書を提出した。
- 内部質保証体制の整備の一環として、「大学院大学至善館 大学運営に関する方針」「大学院大学至善館 3つの方針策定の基本方針」「大学院大学至善館 学生支援に関する方針」「大学院大学至善館 教育研究等環境の整備に関する方針」「大学院大学至善館 社会連携・社会貢献に関する方針」等の諸方針の策定を行った。

(3) 教育研究組織

評価基準

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学の理念・目的に掲げる活動を行う組織としてイノベーション経営学術院を設置している。また、同学術院内に、社会に開かれた知・智の創出の拠点として至善館経営研究プラットフォームをおき、さらにその下に、テーマごとの研究センターを設置している。

教育研究組織の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 経営イノベーション学術院の下のような研究センターの配置を再検討し、学術院直下に経営研究プラットフォームをおき、その下に各研究センターを配置する形に組織構造の整理を実施。
- 各センターにおける自律的な活動の環境を整備することを狙い、研究センターにおける活動に関する原則を策定。これら一連の内容を定めた文書として「大学院大学至善館イノベーション経営学術院 至善館経営研究プラットフォームの組織及び運営に関する規程」を定めた。

(4) 教育課程・学習成果

評価基準

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

本学が授与する学位として、イノベーション経営学術院に、経営修士（専門職）を設けている。当該学位に関する「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」を学術院則のそれぞれ第2条の2、第2条の3に定めている。学術院則は本学の公式ウェブサイトの情報公開ページに公表している。また、「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」は入学試験に係る募集要項にも記載し、募集要項はウェブサイトに掲載している。

教育課程の編成・実施に当たっては、「大学院大学至善館 教育課程の編成及び運営に関する規程」の定めに沿って、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受け入れの方針」及び当該専攻に関連する学問体系を踏まえ、体系的段階的な学びを促すよう編成している。また、社会環境・ビジネスの変化を踏まえ、随時、教育課程に盛り込む科目、また、個々の科目の内容の更新を行なっている。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための方策として、履修登録における単位数上限の設定、シラバスの作成とそれに基づく科目運営、学生の主体的参加を促すための多様な教育手法と授業形態の導入、学習の進捗と学生の理解度を把握するための課題やアンケート等の実施、アカデミックメンタリング等による個別学生に対する履修指導、授業外学習を促すための事前課題や事後課題の設定、等を行っている。

成績評価はコースの特性に応じて、S/A/B/C/FまたはP/Fの2つの方法を用いている。成績評価に関するガイドラインを設けた上で、科目担当教員の評価を教務担当教員が確認する手続きを設けることで評価、及び単位認定の厳格性、公正性、公平性を担保している。学位授与は、学術院則に定める修了要件にもとづいて行っている。

学生の学習成果を適切に把握及び評価することを目的に、成績評価結果の分析、学生からのヒアリング等を行っている。また、初めての卒業生の輩出から5年が経過する2025年に、卒業後の活躍について把握する取り組みを行うことを計画している。

教育課程及びその内容、方法の適切性について、毎年実施する自己点検評価活動において振り返りを行なった上で、教育課程の再編、並びに各科目の改善を行なっている。それにあ

たっては、各科目の終了後に実施するアンケートの結果や、学生からのヒアリングの結果、また、社会・ビジネス情勢の変化等を踏まえて、教授会等での議論を行なっている。また、教育課程連携協議会を毎年3月に開催し、この参考としている。

<2023年度の活動>

- 社会環境・ビジネス環境の変化を反映し、1年次に自由科目として実施していた「AI時代のデジタルリテラシー」科目を必修科目に変更、また、2年次の選択科目として、「DXとプラットフォーム戦略」「インパクトビジネスとエコシステムの実践」を2024年度より新設することを決定。
- 生成AIの急激な発展を受け、本学での学びにおける生成AIの活用に関するルールを議論。学生に対して使用を解禁するとともに、レポート等においては適切に申告を行うよう求めることとした。
- 体系的な学びを促進することを目的として、2024年度開講科目より科目ナンバリングを導入。また、至善館オンラインシステムを本学におけるLMSかつ、学習ポートフォリオとして位置付け、運用することを決定。

(5) 学生の受け入れ

評価基準

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「学生の受け入れ方針」を、学術院則に定めている。学術院則は、本学の公式ウェブサイトの情報公開ページで公表している。また、「学生の受け入れ方針」を「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」と合わせ、入学試験に係る募集要項に掲載し、ウェブサイトに掲載している。

学生募集は公募で行い、本学ウェブサイトにも募集要項や応募書類を掲載する他、説明会、公開授業等を実施している。入学者選抜にあたっては、「学生の受け入れ方針」に基づいて選考基準を定め、共通の基準に基づき複数の教職員が面接を行う等の体制により、公正な選抜に努めている。

開学以来、入学定員80名を充足している。また、収容定員に対する在籍学生数の割合は、毎年度開始時点（8月20日）で1.00倍から1.06倍の間を推移しており、適切な水準を維持している。

学生の受け入れの適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 第7期生の学生募集・選考を、日本語クラス44名、英語クラス36名で定員80名を充足率100%で終了。17カ国からの外国籍学生20名を含む、非常に多様性の高い学生を確保。
- 2024年度に向けた、企業派遣及び個人応募双方におけるアプローチ方法の検討を行った。派遣元企業の経営層へのコミュニケーションに取り組むこと、また、個人応募についても、卒業生等を早期から巻き込み、口コミによる情報発信のさらなる強化に取り組むこととした。

(6) 教員・教員組織

評価基準

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学の理念・方針に基づく、求める教員像及び教員体制編成の方針を、「大学院大学至善館教員人事規程（以下「教員人事規程」という）」に示している。この方針に基づき、教員体制の編成を行っている。

現在の教員組織の構成員は、本学が専門職大学院としてイノベーション経営学術院のみを設ける単科大学院大学であることを反映し、学問的経験を持つ人材と実務家経験を持つ人材の両方を配置する、バランスの良いものとなっている。一方、教員の多様性に関しては、国際性、年齢分布に関しては一定の水準が確保できている反面、ジェンダーに関しては女性比率が低いのが現状となっている。

教員の募集、採用、昇任等について、教員人事規程に、その審査プロセスを明示し、その定めに基づく運営を行っている。

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上のため、ファカルティディベロップメント（FD）を年間を通じて多面的に実施している。具体的には、全教員を対象としたFDに加え、2年生の中核科目である個人演習科目を担当する教員を対象としたFDなど、個別テーマごとの活動を実施している。

教員組織の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 全教員を対象としたFDを3回に実施。個人演習科目を担当する教員を対象としたFDを4回実施。
- 教員人事に関連して設けられていた複数の規程を整理統合し、教員人事規程を策定。これにあたり、特に教員の採用や昇任の手続きの改定を行った。
- 個別科目における学習支援の一環として、ティーチングアシスタントを活用することを狙い、「大学院大学至善館 ティーチングアシスタント規程」、及び「大学院大学至善館 イノベーション経営学術院 ティーチングアシスタントの役割と活動内容についての内規」を策定。
- 助手に関する規程として「大学院大学至善館 助手規程」を策定。

(7) 学生支援

評価基準

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
 - ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができる環境を整えることを目指し、「大学院大学至善館 学生支援に関する方針」を定め、本学の公式Webサイト情報公開ページで公表している。

支援体制としては、事務局に学務担当を設けている他、アカデミックメンターやクラスレップといった仕組みを設け、教員による個別対応や学生同士での相互支援など、多面的な支援を行う体制を整えている。

また、学生の就学状況をモニタリングし、出席や課題の提出、成績などの面で課題のある学生に対して個別に指導を行う体制を整えている。加えて、留学生等の多様な学生に対する支援、障がいを持つ学生に対する支援、ハラスメントの防止等に務める他、心身の健康、保健衛生及び安全に関する体制を整備している。

学生支援の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 学内における「ジェンダーインクルーシブな用語法に関するガイドライン」を策定し、教職員並びに学生に提示
- コロナ禍において中断していた日本橋地域（山王祭など）の活動が再開したことに伴い、学生他による地域の諸活動への参加を再開
- 奨学金受給者の学習状況・成果について定期的にレビューを行い、奨学金の継続について審議するサイクルを導入
- 学生からの相談を踏まえ、「大学院大学至善館 イノベーション経営学術院 学生の通称名使用に関する内規」を策定

(8) 教育研究等環境

評価基準

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
 - ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
 - ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
 - ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
 - ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
 - ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針として「大学院大学至善館 教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。同方針は、本学の公式ウェブサイトの情報公開ページで公表している。

本学の理念・目的を踏まえ、日本のビジネス活動の中心としての歴史を持ち、強い文化的伝統を持つ地域コミュニティが存在するとともに、社会人学生が通学しやすい立地である、日本橋にキャンパスを設けている。

教育研究に必要な施設及び設備としては、3つの大講義室、4つの演習室、ライブラリー、スタジオ、研究室等を配置している。全学に無線LAN環境を整えるとともに、教職員、学生が利用するためのLMSその他の情報インフラを整備している。また、情報セキュリティに関する諸規程を定め、教職員に対する教育・啓蒙を行っている。

ライブラリーには、8000冊を上回る蔵書を備える他、オンライン文献データベースの契約を行い、教職員及び学生が利用できる環境を整えている。これらの運営担当として、事務局に図書館担当の事務職員を配置している。

教育研究活動の促進にあたっては、「大学院大学至善館 研究に関する方針」「大学院大学至善館 産官学連携による共同研究に関する規程」、及び「大学院大学至善館 国際学術交流協定に関する規程」などの方針等を整備している。教員に対する支援として、研究室の整備、個人研究費制度の導入、外部資金獲得のための支援体制構築、ICT活用等に係る教員からの相談窓口の整備、などの措置を講じている。

研究倫理の遵守を促進するため、「大学院大学至善館 研究倫理規程」「研究倫理の促進及び研究活動に係る不正の防止対策に関する基本方針」「大学院大学至善館 研究倫理および研究活動における不正行為の防止に関する教育の実施計画」を定めている。同規程に沿って、教職員に対し定期的にFDの一環として研究倫理を扱い、学生に対しては毎年開講時に行うガイダンスにおいて、剽窃の禁止等の研究倫理に関する教育を行っている。

教育研究等環境の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- キャンパスを設けるビルの同フロアにてキャンパス拡張を行い、新たにスタジオスペースを設置
- キャンパスの運営状況のレビューを行い、ライブラリーの開室時間を改定
- 社会に開かれ、国際的な研究活動を促進するため、「大学院大学至善館 産官学連携による共同研究に関する規程」、及び「大学院大学至善館 国際学術交流協定に関する規程」を策定
- 「学校法人至善館 情報セキュリティ対策基本規程」他、情報セキュリティに関連した諸規程を整備

(9) 社会連携・社会貢献

評価基準

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための方針として、「大学院大学至善館 社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、本学の公式Webサイト情報公開ページで公表している。

本学における社会連携・社会貢献活動は、「大学院大学至善館 社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、①企業・中央官庁・地方自治体・市民セクターとの連携、②国際連携、③地域連携、④アルムナイネットワーク、の4つを柱として各種取り組みを行っている。

社会連携・社会貢献の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 「大学院大学至善館 社会連携・社会貢献に関する方針」を策定
- 「ネゴシエーション&リーダーシップセンター」を新設
- インパクトエコノミーセンターにおいて、Stanford Social Innovation Reviewの日本版の運営を開始。
- 「大学院大学至善館 産官学連携による共同研究に関する規程」、及び「大学院大学至善館国際学術交流協定に関する規程」を策定
- 国際連携活動である、Pan Asian Business School Networkプロジェクトの一環として、Japanトリップを初めて開催、本プロジェクトに参加する海外協定校校より11名の参加者を受け入れた。
- 地域連携活動として、2024年6月に、江戸三大祭の一つである山王祭に大学として正式に参加（学生および教職員他の計75名（延数）が参加）。

(10-1) 大学運営・財務－大学運営

評価基準

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための方針として、「大学院大学至善館 大学運営に関する方針」を定め、本学の公式Webサイト情報公開ページで公表している。

運営の体制として、学則、その他の規程に基づき、学長、副学長、事務局長等を配置し、教授会や各種の委員会・ワーキンググループ、研究プラットフォーム等の組織を設けている。また、それぞれの権限等を各種規程に定め、運営を行っている。

予算の編成にあたっては、「学校法人至善館 寄附行為」の定めに従い、3月に開催される評議員会にて予算案の諮問を行ったうえで、理事会において次年度予算を最終決定している。予算の執行は、その明確性及び透明性を担保するため、「学校法人至善館業務委任及び決裁規程」「学校法人至善館固定資産及び物品調達規程」「学校法人至善館予算執行手続きに関する内規」等に基づいて行っている。予算執行の状況については、その決算終了後、監事による業務監査、及び公認会計士における会計監査において確認を受けている。

事務局組織としては、教学に直接関わる「教務」「学務」に加え、学生募集や対外PRや学生派遣母体企業等との折衝を担う「渉外・マーケティング」、学校法人及び大学組織の運営に関わる「法人運営」「経理総務」等の担当を設け、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援を行う体制を整備している。事務局は、本学が教育課程を日英両言語で提供していることを踏まえ、日英両言語で対応可能な人員を配置している。

教職員の意欲及び資質の向上にむけ、スタッフディベロップメント（SD）・ワーキンググループが中心となって不定期でSD活動を行っている。

大学運営の適切性については、毎年実施する自己点検評価活動で点検及び評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<2023年度の活動>

- 「第2期中期計画」の策定に向け、検討部会を設置。2023年度中に4回の会合を行い、検討の進め方及び、内容についての議論を行った。
- 事務職員の育成及び業務評価等の制度を明文化することを目的として、「学校法人至善館 職員人事規程」を策定するとともに、「学校法人至善館 就業規則」を改定
- 副学長の選考手続きを明文化した「大学院大学至善館 副学長選考規程」を策定。
- 二重規定の解消を主な目的として学則及び「学校法人至善館 組織及び分掌規程」「大学院大学至善館 イノベーション学術院 教授会規程」を改定
- 費用支出を要する決裁について、複数の規程間で内容に齟齬が生じていたことから、その解消を目的として、「学校法人至善館 業務委任及び決裁規程」を改定
- 予算執行プロセスの明確性及び透明性の向上を目的として、「学校法人至善館 予算執行手続きに関する内規」を策定
- 危機管理対策として、災害等発生時の初動対応終了後から事業再開までの取り組みに関する枠組みを定めることを目的に「学校法人至善館 BCP推進基本方針」及び「学校法人至善館 BCP推進規程」を策定
- 改正私立学校法の2025年4月1日施行に向け、「学校法人至善館 寄附行為」の改正に向けた議論を開始

(10-2) 大学運営・財務－財務

評価基準

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

中・長期の財政計画として、「学校法人至善館 第1期中期計画」（～2025年3月）に「計画最終年度における財務上の数値目標」及び「財務モニタリング指標」を設定している。

現在、2025年4月以降を対象とする第2期中期計画の策定に向けた議論を進めており、財政に係る中・長期の計画も策定する見込みである。

開学より一貫して入学定員（80名）の充足を達成するとともに、寄附金をはじめとした外部資金の獲得に取り組んできた結果、昨会計年度（2023年度）の事業活動収支では黒字を達成している。翌会計年度繰越支払資金も十分な水準を維持することができている。

外部資金については、ふるさと納税制度を活用するなどして、2023年度（会計年度）において、総額4500万円を超える収入となった。

<2023年度の活動>

- インフレ率が上昇する等の経済環境の変化を踏まえ、「学校法人至善館 資産運用規程」を改定

- 安定的な財務運営を行っていくことを目的に、財務モニタリング指標を策定

2. 専門職大学院認証評価（経営系専門職大学院）に準じた点検・評価

(1) 使命・目的

評価の視点（項目）

- ① 目的の設定
- ② 中・長期ビジョン、戦略

イノベーション経営学術院では、大学の建学の理念・ミッション・パーパス、及び本学の目的を踏まえ、学術院の教育研究上の目的と基本方針を学術院則に設定している。

中長期の計画としては、学校法人至善館が策定する第1期中期計画（～2024年3月）が該当する。これは、学校法人至善館の設置する学校は大学院大学至善館のみであり、大学院大学至善館はイノベーション経営学術院のみを設置する単科の大学院大学であるためである。

なお、2022年度に受審した専門職大学院認証評価において、同中期計画に中・長期の「ビジョン」に当たる項目が設けられていないことに対する指摘を受けたことから、第2期中期計画（2025年4月以降が対象）において、中・長期のビジョンを設定した上でその実現に向けた計画を定める構成とすることを想定している。

<2023年度の活動>

- 「第2期中期計画」の策定に向け、検討部会を設置。2023年度中に4回の会合を行い、検討の進め方及び、内容についての議論を行った。

(2) 教育課程・学習成果、学生

評価の視点（項目）

- ①学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針
- ②教育課程の設計と授業科目
- ③教育の実施
- ④学習成果
- ⑤学生の受け入れ
- ⑥学生支援

上述の「1. 機関別認証評価に準じた点検・評価」において記載しているため、それぞれ以下の対応部分を参照されたい。

- ①学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針 → 1-(4) 教育課程・学習成果
- ②教育課程の設計と授業科目
- ③教育の実施
- ④学習成果
- ⑤学生の受け入れ → 1-(5) 学生の受け入れ
- ⑥学生支援 → 1-(7) 学生支援

(3) 教員・教員組織

評価の視点（項目）

- ①教員組織の編制方針
- ②教育にふさわしい教員の配置
- ③教員の募集・任免・昇格
- ④教員の資質向上等
- ⑤教育研究条件・環境及び人的支援

上述の「1. 機関別認証評価に準じた点検・評価」において記載しているため、それぞれ以下の対応部分を参照されたい。

- ①教員組織の編制方針 → 1-(6) 教員・教員組織
- ②教育にふさわしい教員の配置
- ③教員の募集・任免・昇格
- ④教員の資質向上等
- ⑤教育研究条件・環境及び人的支援 → 1-(8) 教育研究等環境

(4) 専門職大学院の運営と改善・向上

評価の視点（項目）

- ①専門職大学院の運営
- ②自己点検・評価と改善活動
- ③社会との関係、情報公開

本学は単一の研究科（イノベーション経営学院）のみを設けた小規模な単科大学院大学であるため、複数の学部・研究科を持つ大学に存在するような、全学レベルの組織と、学部・研究科レベルの組織との分断は存在せず、実態として一つの組織で、大学及び研究科（学院）の運営を行う体制となっている。

よって、運営と改善・向上に関する自己点検・評価については、上述の「1. 機関別認証評価に準じた点検・評価」において記載しているため、それぞれ以下の対応部分を参照されたい。

- ①専門職大学院の運営 → 1-(10-1) 大学運営・財務 - 大学運営
- ②自己点検・評価と改善活動 → 1-(2) 内部質保証
- ③社会との関係、情報公開 → 教育に関する社会との連携に関しては、
1-(4) 教育課程・学習成果
1-(9) 社会連携・社会貢献
情報公開に関しては、
1-(2) 内部質保証

以上